

発言通告書（一般質問用）

東村山市議会議長 殿 以下のとおり、質疑通告をする。

2014年11月21日 通告者 5 矢野穂積

質問時間制限に抗議し順次伺います。

質問項目 1 学童に対する募金活動の問題点

- ① 収入があるはずもない学童に募金活動をさせている問題点
- ② 東京都金銭物品等の寄付募集に関する条例の経過、廃止された後は、無制限に寄付募集が許されるか
- ③ 安曇野市で2005年に制定された「安曇野市金銭物品等の寄附募集に関する条例」について
- ④ 申請の必要、割り当てる、寄付強要の禁止、30日間、処分等の報告義務は無制限か

質問項目 2 議員の長期欠席について

- ① 過去に長期欠席をした市議会議員の欠席日数、欠席理由（病欠の時は、診断名）。欠席後はどうなったか
- ② 現在長期欠席をしている議員の欠席日数、欠席理由（病欠の時は、診断名）。ボーナスを含め報酬は支払われているか
- ③ 市民からの寄せられている意見

質問項目 3 越境通勤市議はゆるされるか

- ① 本籍地である直近の隣町に自己所有の土地建物を所有する人物が、行政境を越えて、隣の市である東村山の議会選挙の半年前に単身転居し住民届けを出して、選挙に当選して現在も当市の市議会議員としてふるまっている。数年前にも越境通勤市議がいるというので、問題になったが、このような人物が再び出てきたということか。
- ② 議員に当選したあと、長期欠席する人物とか、住民票を選挙に立候補するため、違法に隣町に、選挙の半年前に移すのは、そもそも市議の資質が問われる行為というほかない、選管はどのように調査しているか